○農林水産省告示第二千九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町阿久和九三字喜谷一の六、中小屋一〇〇字ウト谷一六、二一、一二八字口添谷三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町求名字小森五七五の三（次の図に示す部分に限る。）、五七四の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

○関東地方整備局告示第三百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道百二十七号	南房総市富浦町豊岡字坂ノ下八三七番二地先から同市富浦町豊岡字坂本八七七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月八日

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百九十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第九回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成四年九月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県四街道市大字物井、長岡、栗山及び千代田五丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県四街道市物井六百十三番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成四年九月二十八日

七　事業計画の変更（第九回）の認可の年月日　平成二十七年九月八日

○近畿地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
和歌山市紀三井寺字中浜新畑六七八番五から同市紀三井寺字中浜新畑六八一番五まで	前	二〇・七〇～二二・六〇
	後	二〇・七〇～二四・七〇

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	和歌山市紀三井寺字中浜新畑六七九番一〇から同市紀三井寺字中浜新畑六八一番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月八日

○四国地方整備局告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第六項の規定により町道の修繕工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
町道仁淀吾川線	高知県吾川郡仁淀川町高瀬字峯ノ窪から同町森山字コセガタニまで（大渡ダム大橋）	修繕	平成二十七年九月八日

四国地方整備局長　石橋　良啓

○九州地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
大牟田市船津町四四一番一から佐賀市南佐賀一丁目二四二番三まで	前	六・八〇～五〇・〇〇（キロメートル）三四・三六八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 六・八〇～五〇・〇〇（キロメートル）三四・三六八 B 〇・〇〇～一五九・五六 二八・五七七	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所